

山梨県公報

号外第三十二号

平成二十九年

七月三日

月 曜 日

目次

規 則

○山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十三号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月三日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式総括表の様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

身体障害者診断書・意見書（

障害用）

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となつた 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・ 自然災害・疾病・先天性・その他（ ）
③ 疾病・外傷発生日		年 月 日・場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
		障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日
⑤ 総合所見		
		[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 年 月]
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名		科 医師氏名 印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）		
<input type="checkbox"/> 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する（ 級相当）。		
<input type="checkbox"/> 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しない。		
注		
1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入すること。		
2 障害区分や等級決定のため、山梨県社会福祉審議会から次ページ以降の部分について問い合わせる場合がある。		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第二号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則による改正後の第二号様式の規定は、この規則の施行の日以後に身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付する同項の診断書及び同条第三項の意見書について適用し、同日前に同条第一項に規定する医師が身体に障害のある者に交付した同項の診断書及び同条第三項の意見書については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番